

住宅特定改修特別税額控除を受ける方の記載例

給与所得について年末調整を受けた方で、住宅特定改修特別税額控除を受ける場合

手順1
13ページ参照

手順2
14ページ参照

手順3
18ページ参照

住所 (又は居所)		フリガナ	氏名
〇〇市△△町x-xx-x		コクセイイタロウ	国税太郎
性別	世帯主の氏名	世帯主との続柄	
男	国税太郎	本人	
生年月日	電話番号	住所	
3/4/6/1/1/16	x-x-xxxx-xxxx	同上	

収入金額等		税	
給与	7140000	課税される所得金額	2652000
公的年金等		上の⑳に対する税額	167700
雑所得		配当控除	
配当		(特定増改修等)	
一時		住宅特定改修特別税額控除	100000
合計	5226000	政党等寄附金等特別控除	
所得金額	5226000	住宅特定改修特別税額控除	100000
社会保険料控除		災害減免額	
小規模企業共済等掛金控除		再差引所得税額	67700
生命保険料控除		復興特別所得税額	1421
地震保険料控除		所得税及び復興特別所得税の	69121
寡婦、寡夫控除	0000	申告納税額	102079
勤労学生、障害者控除	0000	延納届出額	000
配偶者(特別)控除	0000		
扶養控除	0000		
基礎控除	0000		
⑥から⑮までの計	2573197		
雑損控除			
医療費控除			
寄附金控除			
合計	2573197		

手順4
31ページ参照

手順4
29ページ参照

手順5
33ページ参照

該当する事項がある方のみ記入

手順5
33ページ参照

還付される税金のある方のみ記入

- 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから記入します。
- 申告書は、ボールペンで、強く記入します。
- 申告書の該当する箇所は必ず記入します。
- 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- この記載例では、「平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書A用」の該当ページを示しています。詳細については、「平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書A用」を参照してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中にていねいに記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例①

縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

記入例②

記入例③

【ご注意】

◎ 支払者から受領した「給与所得の源泉徴収票(原本)」を添付書類台紙に貼って提出しなければなりません。

(参考)「給与所得の源泉徴収票」

平成26年分 給与所得の源泉徴収票									
支払を受ける者		住所又は居所		氏名		氏名(フリガナ)		氏名(英綴)	
〇〇市△△町×-××-×		〇〇市△△町×-××-×		国税 太郎		コクセイ タロウ		タロウ	
種別		支払金額		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額	
給与・賞与		7,140.00		5,226.00		2,573.19		171.20	
控除対象配偶者の有無等		控除対象配偶者の氏名(本人を除く)		障害者の取除(本人を除く)		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額	
〇		妻 良子		子 一郎 二郎(年少)		1,057.19		105.00	
住宅借入金等特別控除可能額		円		国民年金保険料等の金額		介護医療保険料等の金額		90,000	
居住開始年月日				配偶者の合計所得		新生命保険料の金額		25,000	
				旧生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		25,000	
				旧生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		35,000	
支払者		住所(居所)又は所在地		氏名又は名称		中途就労・退職		受給者生年月日	
〇〇産業株式会社		〇〇区〇〇×-××-×		〇〇産業株式会社		26		〇 46 11 16	

国税 太郎
居住開始年月日
特定居住者以外の居住者
平成26年9月30日
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額 1,400,425円
一般断熱改修工事等に関して交付を受ける補助金等の額 400,000円

手順1
13ページ参照

手順2
14ページ参照

32ページ参照

手順6
34ページ参照

平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

住所 〇〇市△△町×-××-×
氏名 国税太郎

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
給与	給与 〇〇産業株式会社	7,140,000	171,200

所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計 171,200

雑所得(公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等

住民税に関する事項

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
国税 二郎	子	平.6.1	

給与・公的年金等に係る所得以外(平成27年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択

配当に関する住民税の特例

非居住者の特例

配当割額控除額

寄附金 都道府県、市区町村 条 例 都道府県 市区町村

税額控除 住所地の共同基金、任意 指定分 市区町村

別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所

損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類など

損害金額 保険金などで補填される金額 差引損失額のうち災害関連支出の金額

支払医療費 保険金などで補填される金額

寄附先の所在地・名称 寄附金

特例適用条文等

※ 記載例中における社会保険料の金額は、実際の金額とは異なります。

【住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成26年4月1日以後居住用）】

住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書
(平成26年4月1日以後居住用)

(平成 26 年分) 氏名 国 税 太 郎

提出用

この明細書は、高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等をした部分を平成26年4月1日以後に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合に、住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。

詳しくは、「住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ」を読んでください。

なお、平成26年3月31日以前に居住の用に供してこの控除を受ける場合には「住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成26年3月31日以前居住用）」を使用してください。

(注) 4の①から③のいずれかに該当する方は、⑩又は⑪の金額が50万円を超えるときにこの控除を受けることができます。

4の①から③のいずれにも該当しない方は、⑩の金額が50万円を超えるときにこの控除を受けることができます。

1 共有者の氏名（共有の場合のみ書いてください。）

フリガナ	フリガナ
氏名	氏名

2 改修工事をした家屋に係る事項

居住開始年月日	① 平成 26 年 9 月 30 日
あなたの共有持分	② /

※ 共有の場合のみ書いてください。

3 一般断熱改修工事等に係る事項

太陽光発電設備設置工事の有無 ※ 該当する方を○で囲んでください。	③ 有・無
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	④ 1,400,425 円
交付を受ける補助金等の合計額	⑤ 400,000
(④ - ⑤)	⑥ 1,000,425
※ 50万円を超える場合に限り、	⑦ 1,000,425
⑧ 又は (⑥ × ②)	⑧ 2,500,000
一般断熱改修工事等に係る断熱改修工事限度額	⑨ 1,000,425
⑦と⑨のいずれか少ない方の金額	⑩ 100,000
(⑩ × 10%)	⑪ 100,000

4 高齢者等居住改修工事等に係る事項
(あなた又は同居親族の方が⑫から⑭のいずれかに該当する場合のみ書いてください。)

あなた又は同居親族の方について、⑫から⑭のいずれかに該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。

年齢が60歳以上（同居親族の方は65歳以上）	⑫	該当
障害者(⑮)に該当する方を除きます。	⑬	該当
要介護認定又は要支援認定を受けている(⑯)又は⑰に該当する方を除きます。	⑭	該当

同居親族の方が⑫から⑭のいずれかに該当する場合は、その方の氏名等を書きます。

氏名 () 続柄 ()

高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額	⑮	円
交付を受ける補助金等の合計額	⑯	
(⑮ - ⑯)	⑰	
※ 50万円を超える場合に限り、	⑱	
⑲ 又は (⑰ × ②)	⑲	
高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額	⑳	
⑱と⑲のいずれか少ない方の金額	㉑	
(㉑ × 10%)	㉒	

5 住宅特定改修特別税額控除額

住宅特定改修特別税額控除額 (㉒ + ⑩)	㉓ 100,000 円
-----------------------	-------------

※ ⑩の金額が2以上ある場合には、⑩の金額のうち最も高い断熱改修工事限度額が限度となります。

※ ⑪の金額が2以上ある場合には、⑪の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。

※ 申請書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅特定改修」の文字を○で囲み、「区分」欄に「2」を書き、控除額を転記してください。

※ なお、平成26年分については、高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等に係る部分を平成26年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供してこの控除を受ける場合には、この欄の金額と「住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成26年3月31日以前居住用）」の④欄の金額との合計額を書きます。

※ 住宅耐震改修特別控除又は認定住宅新築等特別税額控除がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

○ 住宅特定改修特別税額控除の適用を受けるための手続と必要な書類

高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等をした部分を平成26年4月1日以後に居住の用に供してこの控除を受ける方は、「住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成26年4月1日以後居住用）」で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の「住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除」の「住宅特定改修」の文字を○で囲み、「区分」欄に「2」を書き、控除額を転記してください。

また、上記の計算明細書のほか、増改築等工事証明書や住民票の写しなどの書類を確定申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

なお、平成26年3月31日以前に居住の用に供してこの控除を受ける方は、上記とは手続等が異なります。

詳しくは、「住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ」を参照してください。

住宅特定改修特別税額控除を受ける方の記載例

-3-